

出荷制限指示後の管理の考え方

茨城県海域のマダラの出荷管理については、市町村、茨城沿海地区漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県内の漁業者に対し、茨城県海域で漁獲したマダラについて一切の出荷を行わないよう指導する。

2 流通対策

県内の卸売り市場等に対し、出荷制限が指示されている茨城県海面で漁獲されたマダラを扱わず、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを指導する。

3 遊漁対策

県内の遊漁船業者に対し、茨城県海域においてマダラを目的とした案内を行わないよう指導する。